

史跡の保存と村役場

水城村時代の行政文書に「史蹟二関スル書類」と書かれた一括りがあり、その中に「太宰府趾保存ノ件」という、大正末から昭和初めの文書をまとめた、そう厚くはない綴りが入っています。内容は主に史跡地買収に関する書類ですが、中に大宰府跡の「注意札」建設申請書類が含まれており、当時の村役場の文化財行政をかいま見ることができます。

大正8（1919）年に史蹟名勝天然紀念物保存法が施行され、水城村史蹟保存会が作られます。同10年3月3日には大宰府跡と水城跡が全国に先駆けて国指定の史跡となりますが、その史跡に「注意札」を建てたい、と水城村が県に願書を出すのです（同14年12月）。注意札とは何かというと、「一 食穀紙片等ノ汚物ヲ散乱セザルコト 但 塵溜ニ投入スルコト、一 礎石付近ニ於テ焚火セザルコト、一 史蹟地内ハ道路以外猥リニ諸車牛馬ヲ入レザルコト」という諸注意を県の名で掲げるもので、添付の設計図には、江戸時代の御触書のような



看板が描かれています。ただしこのプラン、村独自の発想というわけではなく、おそらく県の指導によるもの。村の史跡保存活動としては、他にこれと比べて目立つものはありませんが、それもそのはず。水城村の予算中、史跡の保存に関する費用が初めて計上されるのは大正15年、しかも初年度こそまとまったお金が付いたものの、その後戦前の村行政において史跡保存関係費が占めた割合は微々たるものでした。

昭和5（1930）年7月18日、暴風雨によりこの「注意札」が傾いてしまう、という事件が起こります。他に「筑前国分寺」標識石が転倒する等もあり、村は翌月、史跡地の復旧工事に取り掛かります。補助金や在郷軍人会によるボランティアの助けも借りてのことですが、村としてはスピーディな対応。こはあくまで想像ですが、国指定の史跡地正面に立つ看板、傾いたままにしておいては村の沽券にかかわる、という思いがあったのかもしれない。